

国民健康保険税・ 介護保険料減免制度のご案内

平成21年度から、従来の災害減免に加え、生活困窮者に対する減免制度を創設しました。

病気や失業・倒産などで急に収入が減ってしまった場合や災害で家屋や農作物に大きな損害を受けた場合など、どうしても保険税を納める事ができなくなってしまったときには、ご相談ください。

事実を証する書類及び今年度の収入見込・資産・所得・世帯に関する関係書類を提出していただき該当する方について、減免をいたします。

国民健康保険税については、役場住民課保険年金係までお問合せください。

■問合せ 住民課保険年金係

☎ 42-1423

介護保険料については、役場福祉健康課介護保険係までお問合せください。

■問合せ 福祉健康課介護保険係(保健センター内)

☎ 42-1431

4月1日から短期人間ドックの助成が始まります

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

町負担額
当該検査に要する費用額の7割に相当する額を町で負担します。ただし、短期

人間ドックについては、6万円を限度とし、脳ドックについては、3万円を限度とします。

何卒ご理解いただき、今後とも納期内に一層のご協力をお願い致します。
納付に一層のご協力をお願い致します。

「査定」については一部廃止いたしますが、車検で必要になる軽自動車分は今までどおり発行いたしますのでご了承下さい。

■対象となる方

○人間ドックの受診日に、一宮町在住で長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の方。

○納付期限の到来している後期高齢者医療保険料を元納している方。

■問合せ 住民課保険年金係

☎ 42-1423

詳しく述べ役場住民課保険年金係までお問合せください。

税の前納報奨金制度を廃止

平成21年度から町税を口座振替されている納税者の方への対応を次のとおり変更いたします。

町税を口座振替している方へ

変更その1 「口座振替納付済通知書」の発送を廃止します

現在、口座振替にて納税されている

納税者の方に対しまして口座引落後に、「口座振替納付済通知書」を発行しております。

しかししながら、このようなサービスを行っている千葉県内市町村はごくわずかであり、税務署や国税庁では銀行振込等では払込明細や引落明細が領收書相当との見解を示しているところです。

以上のことから、今後は「口座振替納付済通知書」の発送を廃止いたします。

これまで、この制度の運用にご協力いたしました、「軽自動車税口座振替納付済通知書」(兼)「軽自動車納税証明書(継続検

査用)」については一部廃止いたしますが、車検で必要になる軽自動車分は今までどおり発行いたしますのでご了承下さい。

■変更その2 「口座振替にて振替できなかつた方」に対する「納付書」の発送を廃止します

現在、口座振替にて納税されている納税者の中、預金残高不足等により口座振替できなかつた納税者に対しまして、「納付書+督促状を同封」して発送しております。

口座振替制度は納税者の利便性を考え実施しており、また、振替日の1週間ほど前から振替実施日を防災無線にて放送していることを考えまして、

①自らの申し出(口座振替申請)によるものであるのに不履行

②預金残高不足のマンネリ化防止

を考慮して、口座振替できなかつた方に對します納付書の送付を廃止いたします。

ただし、納付書の依頼がありましたら発送いたします。

住民の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いします。

■問合せ 税務課

☎ 42-2114

付済通知書」の発送を廃止いたします。今後、領収書を希望される方には発行いたしますまいります。

ただし、「軽自動車税口座振替納付済通知書」(兼)「軽自動車納税証明書(継続検